

ご家庭に
お持ち帰り
ください

CONTENTS

●平成29年度決算のお知らせ

- ・秋以降の保健事業の取り組みについて
- ・第2期データヘルス計画について

第135回組合員の報告

平成30年7月13日(金)午後2時から共栄火災本社702会議室において、第135回組合会が開催されました。組合会では次の3議案について議員の皆様にご審議いただき、いずれの議案も出席議員17名全員(1名欠席)から承認をいただき可決されました。

1. 平成29年度収入支出決算(案)および事業報告書(案) 審議の件

健康保険組合連合会が発表した「平成30年度健保組合予算早期集計結果」によると、健保組合全体の6割を超える866組合が赤字予算を編成、健保組合全体で1381億円の経常赤字が見込まれています。

健保組合の平均保険料率は11年連続で上昇し、9.215%(当健保組合は8.5%)となり、協会けんぽの平均保険料率である10.0%を超える健保組合は313組合にのぼっています。保険料収入に対する、高齢者医療費を支えるための納付金の割合は

43.1%に達しており、この納付金負担が健保組合の財政を大いに圧迫しています。

このような中で、当健保組合の財源となる健康保険料収入は、前年度とほぼ同額の14億56百万円となりましたが、別途積立金を前年度比72百万円増の1億67百万円繰り入れましたので、収入合計は16億97百万円となりました。支出は、保険給付費が前年度比57百万円増の8億6百万円、高齢者医療への納付金が前年度比60百万円増の7億82百万円となり、支出合計でも前年度を大幅に上回りました。

この結果、平成29年度の一般勘定の事業収支は、21百万円の赤字を確保できましたが、納付金の負担が組合財政に重くのしかかることになり、実質的な財政状況を表す経常収支では、前年度に引き続き1億89百万円の赤字決算となりました。

なお、30年度は納付金が1億20百万円ほど減少することが予測され、単年度決算では一定の収支改善が図られる見込みとなっておりますが、今後も高齢者医療費の負担に歯止めをかけない限り、厳しい財政状況が続くものと予想されます。

一方介護保険は、保険料率を1.46%から1.48%に引き上げましたが、被保険者、平均標準報酬月額額の減少等により、介護保険料収入は1億9467万円から1億9384万円に減収となりました。このため介護保険料だけでは国に納める介護納付金の支払いができなかったため、介護準備金から755万円を繰り入れて、この介護納付金の支払いに充てました。

この結果、介護準備金保有率は、3年連続で100%を下回り24.63%にまで減少しました。

2. 平成29年度決算残金処分(案) 審議の件

一般勘定の決算残金については、103千円を財政調整事業繰越金に、残り2081万円を別途繰越金に繰り入れること、介護勘定については、39万円全額を準備金に繰り入れることを可決、承認いただきました。

3. 理事長専決事項報告の件

平成30年3月12日(月)に理事長専決処分を行った「介護勘定における収入予算額の変更」事案について、今回組合会に報告し承認をいただきました。

平成29年度決算のお知らせ

▼ 一般勘定(健康保険) ▼

▽ 収 入

(千円・%)

科 目	決算額・割合	対前年
健康保険収入	1,455,545 85.8%	-3,442
┌ 保険料	1,455,085 85.7%	-3,433
└ 国庫負担金収入	460 0.0%	-9
特定健康診査・保健指導補助金	707 0.0%	115
雑収入	8,391 0.5%	7,192
経 常 収 入	1,464,643 86.3%	3,865
調整保険料収入	22,686 1.3%	-42
別途積立金繰入	167,378 9.9%	72,063
財政調整事業交付金	21,269 1.3%	6,809
補助金等追加収入	21,035 1.2%	17,116
合 計	1,697,011 100.0%	99,811

▽ 支 出

(千円・%)

科 目	決算額・割合	対前年
事務費	32,507 1.9%	1,897
保険給付費	806,035 48.1%	57,298
┌ 法定給付費	792,294 47.3%	57,043
└ 付加給付費	13,741 0.8%	255
納付金	781,763 46.6%	59,583
┌ 前期高齢者納付金	412,009 24.6%	33,991
└ 後期高齢者支援金	347,854 20.8%	25,412
└ 退職者給付拠出金	21,893 1.3%	183
└ 老人保健拠出金	7 0.0%	-3
保健事業費	31,963 1.9%	992
還付金	179 0.0%	179
連合会費	881 0.1%	47
積立金	115 0.0%	-1,411
その他	79 0.0%	-34
経 常 支 出	1,653,522 98.7%	118,551
財政調整事業拠出金	22,580 1.3%	-64
合 計	1,676,102 100.0%	118,487

▽ 決算基礎数値(一般勘定)

被保険者数 3,209人(3,210人)
 平均標準報酬月額 395,736円(398,258円)
 保険料率 8.50%(8.50%)
 準備金保有率 203.01%(214.65%)



※ () は前年度数値

▼ 介護勘定(介護保険) ▼

▽ 収 入

(千円・%)

科 目	決算額・割合	対前年
介護保険収入	193,843 95.1%	-824
繰入金	7,549 3.7%	4,049
国庫補助金受入	2,414 1.2%	2,414
合 計	203,806 100.0%	5,639

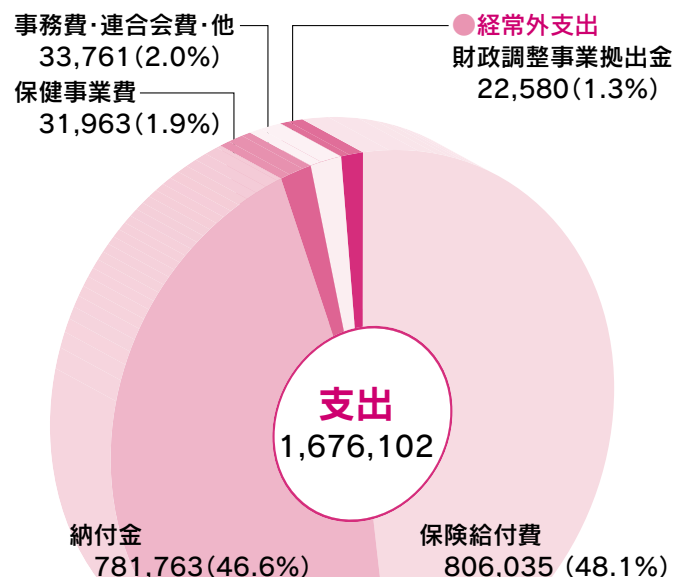
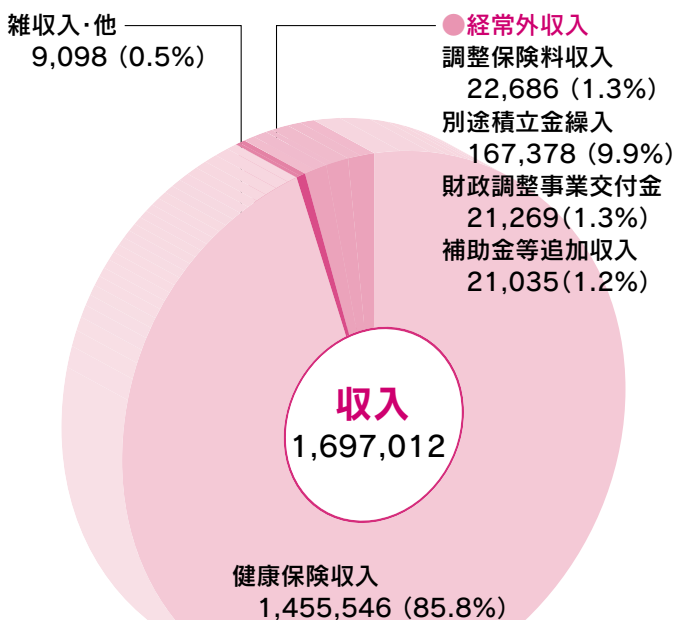
▽ 支 出

(千円・%)

科 目	決算額・割合	対前年
介護納付金	203,394 100.0%	6,309
介護保険料還付金	23 0.0%	23
合 計	203,417 100.0%	6,332

▼ グラフで見る一般勘定の収支割合 ▼

(千円)



秋以降の保険事業の取組みについて

被扶養者ならびに 任意継続者向け健康診断

今年も40歳以上の被扶養者ならびに任意継続被保険者とその被扶養者の皆様には、すでにご自宅宛に健康診断のご案内をさせていただいております。

毎年受診されている方も、これまで受診されたことがない方も、ぜひこの機会に健康診断を受診していただくようお願いします。

- 予約受付期間：2018年7月2日～2018年12月28日
- 健診受診期間：2018年7月17日～2019年1月31日

郵送検診

健保組合では、被保険者、被扶養者の皆様を対象に、大腸がん、胃がん、前立腺がん、子宮頸がんの早期発見、早期治療のための郵送がん検診を実施しておりますが、今年から新たに骨粗しょう症検査もスタートいたします。

郵送検診なので病院に行く必要も無く、自宅で簡単に検診が受けられます。

- 申込受付期間：2018年10月1日～2018年11月16日

家庭用常備薬の斡旋

今年もセルフメディケーションの一環として家庭用常備薬の斡旋販売を行います。

ご案内のパンフレットは、郵送検診のご案内と一緒に皆様にお配りします。

- 斡旋申込期間：2018年10月1日～2019年1月31日

ヘルスアップキャンペーン

体を動かすことを通じて、生活習慣の予防・改善に努めてもらうために、今年もヘルスアップキャンペーンを実施します。

昨年から参加者の輪を広げるため、ウォーキングのチーム対抗戦もスタートさせました。

詳細は文書でお知らせしていますが、目標達成の方やチーム対抗の上位チームの皆様には記念品も用意する予定ですので、1人でも多くの方のチャレンジをお待ちしています。

- 実施予定期間：2018年10月1日～2018年11月20日



2018年度 第2期データヘルス計画スタート!

データヘルス計画は、健診・レセプト情報等のデータ分析に基づき、保健事業をPDCAサイクルで効果的・効率的に実施するための事業計画です。

第1期データヘルス計画は2015～2017年度に実施し、第2期データヘルス計画は2018～2023年度で行います。第1期の結果に基づき、①課題に応じた目標設定と評価結果の見える化、②情報共有型から課題解決型のコラボヘルスへの転換、③データヘルス事業の横展開を行うように、以下の事業を計画しました。

当組合の第2期データヘルス計画



1. 特定健康診査事業

→国民の健康への関心が高まる中、特定健診の受診率については被扶養者の受診率が低迷しており、その向上に向けた取組みを強化します。



2. 特定保健指導事業

→メタボリックシンドローム対象者に生活習慣改善指導を実施し、将来にわたって健康を維持していくための行動変容を促します。



3. 疾病予防事業

- がん検診を実施して、がんの早期発見、早期治療に繋げ、がんの占める医療費を削減します。
- レセプト・健診データより治療放置群の中から高リスク者を抽出して、重症化予防に向けた受診勧奨を行います。
- 被保険者に対するわかりやすい健康情報の提供に努め、ヘルスリテラシーの向上を促します。

→メンタル疾患を抱える加入者に対しての相談窓口を提供します。



4. 体育奨励事業

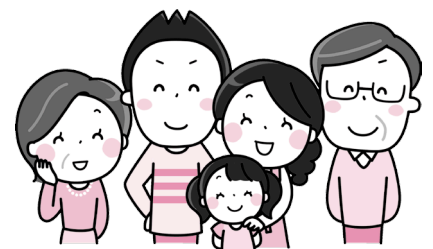
→ヘルスアップキャンペーンの実施により、運動習慣が無い人にも、運動の機会を提供し、生活習慣病の予防・改善にも努めてもらいます。

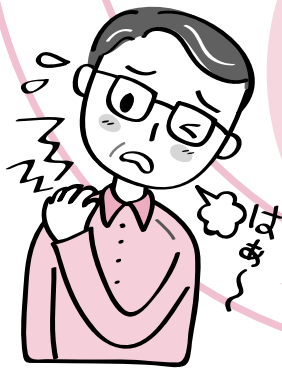


5. 保健指導宣伝

→ポータルサイトによる医療費通知につき、利用者向上に向けた取組みを強化します。

→後発医薬品に切り替え余地のある対象者に差額通知を提供し、切り替えを促進します。





肩こりがひどいので
マッサージに行こう。
保険証が使えるから
助かるな



日常の疲労に対するマッサージには保険証を使えません

整骨院等で保険証が使える施術はごく一部

整骨院等の看板や広告に「各種保険取扱い」などと書かれている場合がありますが、これは、「健康保険の適用範囲に限り保険証を使えます」という意味なので注意しましょう。

肩こりなどを解消しようとして、整骨院や接骨院に行く場合、保険証を使用してかかっている人はいますか？
整骨院等は医療機関ではありません。病院などで治療を行うのが医師であるのに対し、整骨院等では「柔道整復師」と呼ばれる人が施術してくれます。医師はレントゲン撮影や、注射、手術などを行うことができますが、柔道整復師はこうした検査や治療を行うことはできません。そのため、整骨院等での施術については保険証が使えるのはごく一部に限られているのです。



なお、健康保険が使える場合の症状でも、長期間よくなるらないときは、医師の診察を受けましょう。けがだと思いきんでいたら別の病気が原因だった、ということもあります。

これら以外の症状については、施術を受けても保険証の使用はできず、全額自己負担となります。打撲などの保険証が使える施術を受けた後は、整骨院等より「療養費支給申請書」を渡され、署名を求められます。この書類には負傷名や日付などが記載されているので、必ず誤りがないか確認してから、サインをしてください。

打撲、ねんざ、肉離れ、骨折[※]、脱臼[※]
※緊急時の応急処置のみ



整骨院で施術を受けるときは
ルールを守らないとね

illustration / 高橋 せいこ

「健保だより」もしくは健保組合に対するご意見・ご要望がありましたらお気軽にお寄せください。
k.kenpokumiai@kyoeikasai.co.jp